

令和3年度 学校経営方針

荒川区立第三中学校長
小 柴 憲 一

1 学校教育目標

人間尊重の精神に基づき、校訓「人間としてかがやく」をめざし、知性と感性に富み、健やかでたくましく生きる生徒を育成する。

2 学校経営目標と方向性

「社会を構成する一員」としての自覚をもたせるため、学級・学年・学校等の各組織の中で社会的自立を促し、教科等の中で本校がこれかで培ってきた対話的な学び・生徒同士の学びあいの授業を展開するなど、質の高い教育を提供することにより、社会人としてふさわしい資質・能力の基盤を育成する。

- (1) 教科等を中心に全ての教育活動を通して以下の力を身に付けさせる。なお、「社会」については、「学級」「学年」「学校」等の生徒一人一人が所属する各組織に読み替える。
 - ① 多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力
 - ② 自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、自己の可能性を肯定的に受け止め、主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律して進んで学ぼうとする力
 - ③ 仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、必要・有益・正確な情報を見極め、適切な解決手段を考え、行動変容することができる力
 - ④ 「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて、多様な生き方に関する価値を理解し、自ら主体的に判断して人格を形成していく力
- (2) 様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、科学技術の発達や社会・経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図るために、「特別の教科 道徳」の指導を通して、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深めさせる。
- (3) 地域行事に参画したり、地域資源を取り入れたり、地域人材の力による教育活動の実践を通して、地域への愛着を深めるとともに地域の一員としての自覚を高める。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に対する正しい理解を促し、世界的に発生している根拠のない誹謗・中傷に対して「許せない」という人権感覚を育むとともに、知識がないことや知識がないために抱く恐れが人権問題を引き起こしてしまうことについて実感を伴って理解させる。

また、今後先行きの見通せない中で、そのときに置かれた状況において「社会を構成する一員」として何ができるかを前向きに考える態度を養う。

3 具体的方策

- (1) 学校経営
 - ① 「一人一人の生徒を大事にする」を根底とし、いじめ問題の被害生徒・加害生徒、認知に偏りや障がいのある生徒、食物アレルギーのある生徒、登校が困難な生徒、要保護児童等に関し適切な対応をとるために、学校いじめ防止対策組織・特別支援教育校内委員会・食物アレルギー対策委員会等、各組織がこれまで以上に機能するよう、主任等の教員が中心となり全教員が自分事として考える体制を整える。
 - ② 教員個人の役割として実施していた事業については、既存の分掌に位置付け、主任等の教員中心に運営することにより、学校組織の力としてこれからの本校の教育活動に継承される体制を構築していく。
 - ③ 継続する「小中一貫教育実践校」の利点を生かし、先行実施した小学校における「特別の教科

道徳」の実施状況を把握し、「令和2年度 荒川区教育委員会研究指定校」として、これまでのキャリア教育の研究の成果を土壌として「特別の教科 道徳」の研究を推進することにより、生徒に「社会を構成する一員」としての自覚をもたせていく。

- ④ 学校パワーアップ事業では、「三中てらこや」を業務委託するとともに、eライブラリ学習や宿題などの自習コースと検定対策コースの2コースとする。また、昨年度開始した、地域への「花いっぱい・緑いっぱい」の拡大やライブ配信やオンライン面談のための環境整備を図っていく。

さらに、各教科の授業ではeライブラリの単元別課題を活用したり、ドリルを進める目安を示したり、あるいは宿題として課題を課すなどして、eライブラリを積極的に活用する。そして、家庭でeライブラリの学習をするためなど、学習を目的としてタブレットの貸し出し申請が保護者から出てきた場合は速やかに貸し出しを行う。

- ⑤ 学校公開、校内の写真展示、学校ホームページの更新や学校からの各種たよりの発行により、生徒の活動を広く発信し、地域・保護者からの教育活動の「見える化」を図っていく。
- ⑥ 「学校評価アンケート」の学校独自の5項目については、見直しを図っていく。

(2) 学習指導

- ① 生徒にとって「何を理解しているか」「何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」について自己分析ができる授業を展開する。
- ② 「2(1)①～④」の力を身に付けさせるために、また上記「①」のためにも、他者と「対話する」、さらに「討議・議論する」授業を全ての教員が実践する。
- ③ 「特別の教科 道徳」では、資料に応じて内容項目を適切に設定して、道徳的諸価値の何について考えさせるのかを明らかにした上で、「考える道徳」「議論する道徳」の実現を目指す。
- ④ 芸術については鑑賞と表現が表裏一体であることを踏まえるとともに、生徒個人によって技能等の差があることから、指導に当たっては「なぜ芸術が生活を豊かにするのか」を理解させ、自己肯定感を高めることを心がける。
- ⑤ 保健指導については、将来も未知の感染症の拡大があることを想定して、保健体育科・養護教諭と連携して、感染症に関する科学的な理解を深めさせる。また、感染防止策の3原則が、行政機関が注意喚起している行動制限の根拠となっていることも理解させる。
- ⑥ 技術・家庭の家庭分野については、消費者の基本的な権利と責任に関する学習を通して、自立した消費者として責任ある行動がとれるよう、「社会を構成する一員」としての自覚をもたせる。
- ⑦ 外国語(英語)では、「荒川区小学校英語科LESSONプラン」や、苦手意識をもっている生徒がいることを踏まえ、円滑な接続を図るとともに、発達段階に応じて社会的問題や地球規模の課題についてスピーチをしたり、生徒同士でやり取りをしたりする場面が設定できるよう外国人指導助手も活用して指導の充実を図る。
- ⑧ 無言の朝読書の時間を徹底するとともに、WEB上の検索機能により必要最低限の情報を効果的に収集する風潮が一般化されつつある中、「創造性・想像性を高める」「教養を高める」「論理的文章構成に好感をもつ」「メタ認知能力を高める」ために、読書活動を推進する。特に、学校司書の専門性を活用して、積極的に学校図書館を活用する。
- ⑨ 専門家・先人の知識や考えの宝庫である学校図書館の中で、情報を活用しながら学習を進めること、またネットから収集した情報の正確性・有効性・有益性を見極めた上での活用など、自分の課題解決のためにあらゆる情報を活用する学習を推進する。

なお、このような探究的学習活動をする際は、収集した情報を基に、生徒が自分の考えをまとめ、文字言語・音声言語、あるいはプレゼンテーションソフトなどによりアウトプットする学習を取り入れる。

- ⑩ 学習指導要領に定められた適切な指導計画・内容に基づき、3観点を評価するために十分な質と量の評価資料を蓄積のうえ評価し、それらを総括して評定を定める。また、各教科の評価・評定方法は事前に生徒・保護者に説明しておくとともに、生徒から回収した評価対象資料については早めにその評価結果を記して返却するなど、生徒自身が自分のそれぞれの教科学習に関する達成状況を把握できるようにしておく。なお、評価を総括するに当たっては、年間を通して

3 観点の要素が平準化するようにする。

- ⑪ 漢字検定・数学検定・英語検定等の各種検定の受検を奨励し、学習意欲の向上のみならず、課題を設定して、そのために計画を立てて実現方法を考え、行動変容させる態度を育成し、結果として自己肯定感をもちさせる。
- ⑫ 特別支援学級の教育課程並びに担当教員と連携し、通常の学級との交流及び共同学習を推進し、共生社会の確立に向けた意欲や態度を、双方の学級の生徒について養う。一般的に技能教科の学習において実施されることが多いが、特別支援学級の生徒の障がいの状況や程度に応じて、例えば通常学級の習熟度別の数学の学習で共同学習や、通常の学級と一緒に給食を食べるなどの交流も考えられる。

(3) 生活・進路指導

- ① 「あいさつ」は人間関係を円滑にすることや、声を出すことにより対人コミュニケーションを実現させる出発点となることから「全ての基本」と言われている。よって、あいさつ運動を一層発展させ、地域行事などで生徒が実践できるようにする。
- ② いじめの未然防止を図ることはもちろんのこと、早期発見に努める。特に、特徴的な言動をしてしまう生徒は周囲の生徒から理解されにくいことが多いことから、早めに当該の保護者との面談を通して、周囲の生徒への理解を促す方法について相談する。また、いじめに発展する可能性を教員が察知したときは、すでにいじめに進展している場合が多いことも念頭において、速やかに学校いじめ防止対策委員会に報告し対応をする。その際、今起きているいじめ行為とその前段階にあった原因は分けて考え、まずは、いじめ行為の具体の解明とそれが許されないこと、そしてその原因となっていたことが起きないようにするための手立ての順で考えるようにする。

また、いじめられた生徒の保護者の感情に寄り添うのは当然だが、いじめをしてしまった保護者の心の中にそれを認知したくないという心情がわいてくることを踏まえたうえで、年度の初めの保護者会などで「誰もが被害者にも加害者にもなり得ること」「大切なことはその経験を苦い経験として生徒本人が受け止めてリスタートすることにより、生徒はより一層人格が形成されていくこと」を伝えておく必要がある。

- ③ 学校に登校できない生徒本人及び生徒を取り巻く要因は複雑であり、保護者の思いも不安や憤りで困惑している場合が多い。昨年度の実績から、放課後の毎日もしくは頻繁な電話連絡により保護者・本人を気遣い悩みを緩和していく取組みは一定の評価を受けている。一方で、なるべく早くにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家につなげていくことも必要である。また、タブレットの貸し出しを保護者・生徒に提案し、オンラインで面談ができたり、自宅で e ライブラリを活用した学習ができたりするなどの環境の構築に積極的に努める。
- ④ 認知の偏りや障がいのある生徒については、そのことに伴って当該の生徒が学校生活上、「何に困っているか」という視点に立ってスクールカウンセラーとともに観察・分析する。そして、特別支援教育校内委員会で情報を共有するとともに、特別支援教育コーディネーターとともに対応を考え、保護者との面談を実施する。その際、まず、当該生徒が困り感をもっていることについて説明し、当該生徒に対する願いをまず共有することが重要であり、個別指導計画等の支援計画の作成はそこから始まる。

なお、特別な教育課程により特別支援教室に通室する生徒については、他の生徒が当該生徒の通室の状況を察知することも予想され、他の生徒の中で当該生徒に対する誤解が生じている場合は、当該の生徒の保護者に対して他の生徒への正しい理解を求める説明をする方法もあることを提示し、保護者が同意した場合は、事前に説明原稿を作成し、当該生徒の保護者に確認をとったうえで他の生徒へ説明をし、当該生徒が不利益を受けないような配慮をする。

- ⑤ 生徒指導は生徒が問題を起こしたときに行う指導だけではない。日常的に「一人一人の生徒を大事する」を根底とし、主に学級担任・学年教員が核となり教員が生徒理解に努め、一人一人の生徒とのコミュニケーションを図っておかなければならない。そして、生徒が問題行動を起こしてしまったときは、社会的に許されないことについては毅然とした態度でそのことを説明し納得させる。また、保護者との連絡も図り、指導後も保護者の協力を得るため、あるいは保護

者に安心感をもってもらうため、その後も課題となっている様子や改善されている側面などを一定期間連絡する。なお、重大性や緊急性は、教員個人で判断しないため、また教員が一人で抱え込まないためにも、「報告・連絡・相談」そして「記録」を徹底する。

そして、緊急時・重大事には、早急な対応がとれるよう生活指導部の方針に基づき学校全体の体制で対応する。

- ⑥ 昨年度実施した、汐入小学校・汐入東小学校と同日開催で実施した保護者引き取り訓練については、今年度も両小学校の日程と調整した上で実施し、災害時に姉妹・兄弟を含めて我が子の安全を確保することの困難さを感じてもらうとともに、災害に対する関心を高めてもらう。

また、防災部を中心としてボランティアの参加を促し、汐入地区の防災教育に参画する。また、汐入町会と三中合同の防災訓練に積極的に参加させ、地域の一員という立場で防災教育を推し進め、自助・共助の精神を高める。

- ⑦ 「校内ハローワーク」「勤労留学」「おもしろ探求授業」等を通して、職業人の社会性や専門性に触れることにより、自分の将来を想像し、勤労観・職業観を養う。なお、「おもしろ探究授業」は、学年の経営方針、生徒の実態に応じて、年間2回程度の実施とする。

- ⑧ 第1学年から、「社会を構成する一員」としての自覚をもたせるため、中学校卒業後を見通させるようにし、上記「⑦」のような機会に、自分の進路について考えさせるようにする。

第3学年では、進路希望調査・三者面談を通して分かっている範囲内の適切な進路情報を提供し、生徒本人及び保護者との協議の中で意思決定ができるように促していく。特に、資料だけであったり、第三者からの助言だけで判断したりするのではなく、実際に訪問して情報を収集し、他と比較検討するなど、情的に判断するのではなく、分析的に判断できるよう指導する。なお、中学生にとっての進路決定は、大人が想像するより本人は重大に感じており、日常的な行動にそれが表れていなくても、「これで人生が決まる」と思い詰めるほどストレスを抱えている場合も少なくないことに十分留意する。

(4) 特別活動・その他

- ① 学級担任・学年教員は「一人一人の生徒を大事にする」を根底とし、一人一人の生徒にとって居場所のある学級・学年かどうかを常に振り返り、生徒が自分の存在意義を感じ、1日の終わりには充実感をもてる学級・学年経営をする。

- ② 本校の大きな特色である活発な自治活動を、委員会活動や学校行事を通して、次の学年に確実に引き継がせていく。その際、重要になるのが、前期の3学年の活動、後期の2学年の活動であり、生徒会本部・委員会・学校行事の担当教員が、同じ目的意識をもって教育活動全般で推進していく。また、JRC（青少年赤十字）活動の活性化によりボランティア活動を積極的に推進し、公共心や奉仕の精神を育成する。

- ③ 昨年度のように、新型コロナウイルス感染症により、全校生徒を集めることができないのは、1学年の三中生としての指導を困難にさせる。感染リスクの低い避難訓練はなるべく早い時期に全校生徒で避難行動をとる訓練を計画する。また、全校朝礼や生徒朝礼については、可能な限り体育館に2つの学年を収容し、1つの学年は教室で電子黒板を通して参加できるような計画を立てる。その際、1学年は常に体育館で行い上級学年の姿を見せる。また、気象状況や生徒の移動時間で可能であれば校庭で朝礼を行うことも検討する。

- ④ 給食指導に当たっては、たくさんの食数を調理するからこそ、一家庭では調理しにくい豊富な食材を使用した料理を食べられること、調理するに当たっては地産地消を考慮に入れていること、一週間・一月等の期間を通して栄養のバランスがとれていること、行事食や地域の食文化にも触れられることなどについて生徒に認識させるとともに、だからこそあらゆる人々に感謝しなければならないことを理解させる。そのような給食指導をしている学級において、給食の時間が乱れることはない。

なお、中学生という発達段階として「食物アレルギー」については理解していることとは思うが、年度当初に、食物アレルギーのある生徒が不利益を被らないよう、「アレルギー、そして食物アレルギーとは何か」について十分説明するとともに、食事をするときには食物アレルギーのある生徒を気にかけてあげる学級を構築するようにする。

- ⑤ 部活動においては、部活動ガイドラインを厳守するとともに、練習の科学的裏付けを選手・部員に説明し「なぜその練習が必要なのか」を合理的に理解させること、顧問と選手・部員との間

のコミュニケーションを十分にとること、心身両面で負担のかかるリーダーに対する助言や支援を心がけること、異学年間・同学年内での人間関係を観察し人間関係のトラブルを早期に発見することに十分留意する。また、「信頼関係があるから少しくらい叩いても」という認識違いは教員同士の中で決して許さない風土を作る。

4 その他

- (1) 生徒のけが・体調不良に関しては、養護教諭と連携を図りながら迅速な対応をとる。保護者への連絡は当然のこと、判断に悩む場合は躊躇せず救急対応を要請する。
- (2) 私費会計の取扱いについては、保護者を交えた私費会計検討委員会を実施するなどして公明・公正を図る。
- (3) 校内サービス事故防止研修により、常に一人一人の教員が自分のサービスについて振り返るとともに、ヒヤリ・ハットの段階でその事案を教員全体で共有する。
- (4) 昨年度は、4～2月までで1週間あたりの在校等時間が60時間未満だった教員は約59%、4～2月までの平均で一月あたりの時間外労働時間が80時間以内だった教員は約36%だった。また、4～2月までで、1回でも一月の時間外労働時間が100時間を超えた教員は約41%、2月段階で合計の時間外労働時間が720時間以上の教員は約45%だった。月別にみると、生徒が登校し始め感染防止対策が始まったばかりの6月、感染防止対策と成績処理が重なった7月、大きな行事である運動会があった10月、三者面談と成績処理が重なった12月は、全教員の時間外労働の平均が80時間を超え、その中でも7月は90時間を超えた。

「荒川区立小・中学校における働き方改革プラン」の目標「1週間あたりの在校等時間が60時間以上の教員ゼロ」、また労働基準法で定められている、一月の時間外労働時間100時間未満、複数月平均でも80時間以内、年間720時間以内、45時間を超える月は年間で六月までという上限規制にはほど遠い状況である。

本校が事前の準備を丁寧に行ったり、綿密な計画を立てたりしているからこそ、今の三中があることは事実である。しかし、一方で、働き方に対しては「限られた時間内で最大限の効果を発揮する」という価値観に転換していく必要もある。したがって、「出勤時刻の12時間後には退勤する」を一つの目標にして各教員が努力をしていく。また、通常の会議を開催する場合は終了予定時刻を、ある事案に関わる継続的な会議をする場合は、終了予定時刻と「どの程度まで協議を進め」「どのレベルまで共通理解事項とするか」などを予告した上で会議を開始することにより、会議の質を高め時間を有効に活用するようにする。

なお、年度当初の、各分掌事務の役割分担の案が出た段階で、特定の教員、特に在校等時間が長かった、本校を初任校とする1～6年目の教員に集中していないかについて、学年の視点、分掌の視点それぞれからチェックをし、必要に応じて分担の見直しを行う。